
Fリーグ 2023-2024 試合実施要領

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本実施要領は、日本フットサルリーグ要項（以下、「要項」という。）第47条第1項第1号に定める公式試合として、Fリーグ 2023-2024 ディビジョン1（以下、「F1」という。）、Fリーグ 2023-2024 ディビジョン2（以下、「F2」という。）のリーグ戦（以下、「リーグ戦」という。）の試合（以下、「試合」という。）の実施に関して定めるものとする。

第2章 アリーナ等

第2条〔ピッチの設置〕

クラブは、アリーナ等に公益財団法人日本サッカー協会（以下、「協会」という。）制定のフットサル競技規則第1条に基づき、ピッチを設置すること。

第3条〔掲揚方法〕

1. クラブは、掲揚ポール又はバトンに、リーグ旗を掲揚すること。F1の前年度優勝クラブは、チャンピオンフラッグをFリーグ旗の代わりに掲揚する。なお、当該両クラブ旗も会場内に掲揚すること。
2. クラブ旗のサイズは天地2,000mm、左右3,000mmとする。

第4条〔医事運営〕

1. ホームクラブは、医事運営を行わなければならない。
2. ホームクラブは、試合開催時、選手及び観客の事故に対処するため、会場ドクターを開門時から閉門時まで待機させること。
3. 医務室には、選手及び観客用の救急用機器及び医薬品を備えること。
4. 試合の開催に先立ち、アリーナ等で生ずる重度の外傷及び疾病に対処する為あらかじめ救急移送病院を確保すること。
5. ホームクラブは、オフィシャル席横にAED（自動体外式除細動器）を設置すること。
6. 試合開催時にアリーナ等で生じた外傷及び疾病のすべてを記載した会場内医事報告書を作成し、日本フットサルトップリーグ事務局へ速やかに提出すること。
7. 前第2項の医師又は看護師の手当て等は、以下の金額を標準とする。
 - (1) 手当て：医師 30,000円（日給）（源泉所得税等込）、看護師 10,000円（日給）（源泉所得税等込）
 - (2) 交通費・宿泊費：JFT旅費規程による。

第5条〔広告看板等の設置〕

1. アリーナ等には、Fリーグが指定した位置にFリーグの看板又は横断幕及びFリーグが指定した横断幕等を掲出できるスペースを確保しなければならない。広告看板及び横断幕のサイズは、天地700mm、左右3,000mm～4,000mm、色は4色とする。
2. アリーナ等には、Fリーグが指定した位置にリーグスポンサーの広告看板又は横断幕等を掲出できるスペースを確保しなければならない。
3. クラブスポンサーの広告看板又は横断幕を掲出する場合は、次の条件を満たさなければならない。
 - (1) サイズ（1社）：天地700～750mm、左右1,200～4,000mm
 - (2) 色：4色
4. 広告看板の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げる又は選手及び運営スタッフの安全を害する恐れのあるものであってはならない。
 - (1) タッチライン側：タッチラインから2m以上離れていること。
 - (2) ゴールライン側：ゴールラインから2m以上離れていること。ゴールの後ろはゴールネットから1m以上離れていること。ただし、電光A型看板を設置する場合はFリーグ事務局と要相談とする。
 - (3) Fリーグの看板等は、ベンチの反対側のタッチラインのハーフウェーラインから左右に設置するものとする。
 - (4) クラブスポンサーの看板等は、ゴールライン側、メインスタンド側アリーナ壁面、ピッチ面等とする。
5. クラブスポンサー等の広告看板又は横断幕を掲出する場合は、所定の「クラブスポンサーリスト及び広告掲出申請書」により日本フットサルトップリーグ事務局に届け出なければならない。

第3章 試合

第6条【大会方式】

1. リーグ戦は、要項第33条に定めるクラブにより、以下のとおり実施する。
 - (1) F1
12クラブのホーム&アウェイ方式による、2回戦総当り【レギュラーシーズン】終了後、上位6チーム下位6チームのグループに分かれて、1回戦総当りのリーグ戦【ファイナルシーズン】上位リーグ・下位リーグのF1リーグ戦を行う。
 - (2) F2
10クラブのホーム&アウェイ方式による、2回戦総当りのF2リーグ戦を行う。
- (3) ホームクラブが第1ピリオドにどちらのゴールを攻めるのかを選択することができる。ただし、Fリーグが主管し開催する試合では、マッチコーディネーションミーティングにおいて、コイントスによりベンチを選択するものとする。

第7条【試合の主催等】

1. 試合は、すべて協会及び一般社団法人日本フットサルトップリーグ（以下、「JFT」という。）が主催し、Fリーグが主管し、一般財団法人日本フットサル連盟（以下、「連盟」という。）が後援する。
2. Fリーグは、試合のホームゲームの主管権をホームクラブに委譲する。
3. Fリーグは、共同開催の主管権を開催担当クラブに委譲する。

第8条【主管権の譲渡】

ホームクラブは、Fリーグの事前の承諾を得て、その主管するホームゲームの主管権を協会に所属する地域サッカー協会又は、都道府県サッカー協会もしくは、地域フットサル連盟又は都道府県フットサル連盟に対し譲渡することができる。ただし、この場合においてもホームクラブは、要項上の義務を免れるものではない。

第9条【届出義務】

1. クラブは、リーグが定めた期日までに、要項第53条第1項の事項を所定の方法により日本フットサルトップリーグ事務局に届け出なければならない。
2. 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法により、速やかに届け出なければならない。
3. 日本フットサルトップリーグ事務局は、毎週火曜日（ただし、その日が日本フットサルトップリーグ事務局の営業日でない場合は、その直前の営業日）の12時までに届出のあった追加、抹消等の変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。
4. 選手は、要項第53条第3号の役職のうち監督の届出と重複することはできない。
5. 前項で登録できる選手の人数は20名以内とする。
6. チームスタッフは10名以内とする。ただし、実行委員（代理も含む）、運営委員（代理も含む）、広報委員（代理も含む）（以下、「クラブ役員」という。）は別扱いとする。

第10条【出場資格】

1. 協会の「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ、日本フットサルトップリーグ事務局への届出を完了した選手のみが、試合に出場することができる。
2. Fクラブの2種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属するFクラブが参加する試合への出場資格が与えられる。
 - (1) 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - (2) 第14条の定めに従いFリーグに「Fリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること
 - (3) 選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること
 - (4) 要項第97条に定めるFリーグ登録されていること
3. 選手は、試合出場に際し、協会に選手登録していることを証明しなければならない。

第11条【出場資格を得るための追加登録期限】

2023年12月19日までに協会への選手登録及びFリーグ登録を完了した選手のみが、試合への出場資格を有する。

第12条【外国籍選手】

1. チームに登録することができる外国籍選手は1チーム3名以内とする。外国籍選手は常時2名までピッチ上でプレーすることができる。
2. 前項各号に違反する行為は、試合終了後に主審及びマッチコミッショナーから報告を受けたJFT規律・裁定委員会により処分を決定される。

第13条【出場可能日】

第9条により登録を完了した選手は、登録完了日の3日後から試合に出場することができる。

第14条【メディカルチェック】

1. クラブは、Fリーグが定める日までに、選手に関する「Fリーグメディカルチェック報告書」をFリーグに提出しなければならない。ただし、追加する選手については、登録の都度提出するものとする。
2. 協会の医学委員会は、「Fリーグメディカルチェック報告書」において異常を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第15条【特別登録枠】

1. 第9条第5項にかかわらず、クラブは、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）に選手登録している選手を1チーム2名まで別枠でチームに登録することができる（以下、「Jリーグ選手枠」という。）。
2. 前項の選手は、第11条にかかわらず、追加登録期限を設けない。
3. 第1項の選手は、第13条にかかわらず、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第16条【Fリーグ特別指定選手】

クラブは、協会の制定するFリーグ特別指定選手制度により認定された選手を、1チームあたり3名まで登録することができる。

第17条【試合エントリー選手の人数】

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり14名とする。

第18条【ユニフォーム等】

1. 試合で着用するユニフォームは、Fリーグユニフォーム要領にもとづき、各チームにて作成する。
2. チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第19条【フロア内のクラブ要員】

1. フロア上に用意されたベンチには、要項第53条第1項第1号及び3号に定める届け出を行った者のうち、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフ6名まで、交代要員9名までの合計最大15名が着席できる。
2. ベンチ内での喫煙及びフロア上での水以外の飲食は禁止する。
3. 交代要員は、試合進行に影響を及ぼさないようシャツの上からユニフォームと異なる色のビブスを着用すること。
4. クラブは、協会及びFリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または、試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
5. 退席を命じられたチームスタッフはフロア内に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。また、協会及びFリーグの決定によりベンチ入りを停止されたチームスタッフは、観客席以外に立ち入ってはならない。
6. 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは、2名に限りピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的速やかに負傷の程度を判断しうえピッチ外に退去しなければならない。
7. 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会及びJFT規律・裁定委員会により処分を決定される。
8. クラブ役員が、原則試合時にチームスタッフとしてベンチに着席することはできない。

第20条【テクニカルエリアの使用】

あらかじめ「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ1名のみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第21条【試合時間および勝敗の決定】

試合は、40分間（第1・第2ピリオド各20分プレーイングタイム）で、勝敗が決定しない場合は、引き分けとする。ハーフタイムのインターバルは15分間とし、15分を超えてはならない。

第22条【順位の決定】

1. F1は、12チームによる2回戦総当りリーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多い順に上位6チームと下位6チームのグループに分かれて、1回戦総当りリーグ戦を行う。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順位により決定する。12チームによる2回戦総当りリーグ戦【レギュラーシーズン】終了後の勝点等は、次節以降もそのまま持ち越しとするが、上位6チームと下位6チームとの間で順位が入れ替わることはない。【ファイナルシーズン】終了後、上位6チームで勝点

合計が多いチームを年間優勝チームとする。

- (1) リーグ戦の得失点差
 - (2) リーグ戦の総得点数
 - (3) 当該クラブ間の対戦成績（イ：勝点　ロ：得失点差　ハ：総得点数）
 - (4) 抽選
2. F2は、リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
- (1) リーグ戦の得失点差
 - (2) リーグ戦の総得点数
 - (3) 当該クラブ間の対戦成績（イ：勝点　ロ：得失点差　ハ：総得点数）
 - (4) 抽選

第23条【審判員】

1. 主審、第2審判、第3審判及びタイムキーパーについては、Fリーグが協会の審判委員会に対し、審判員の派遣を依頼する。
2. 審判員は、キックオフ時刻の10分前までにアリーナ等に到着しなければならない。
3. 主審または第2審判のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第3審判は、原則として第2審判を務める。
4. 審判員の手当て等は、次のとおりとする。
 - (1) 手当て：別紙①のとおりとする。
 - (2) 交通費、宿泊費：JFT旅費規程による。
5. 緊急事態により審判員が交代した場合、または試合が中止になった場合の手当て等の支給は、次のとおりとする。
 - (1) 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により審判員の職務を果たせなかった場合及び試合が開始されなかった場合、手当ては支払われない。
 - (2) 試合途中の負傷により交代した場合、及び試合が中止になった場合の手当ては、次のとおりとする。
 - イ. 試合途中からより責任の軽い任務についた場合、職務が果たせなかった場合、及び試合が中止された場合は、それまでの職務に対して次の手当てを支払う。
手当て：別紙①のとおりとする。
 - ロ. 試合途中からより重い任務についた場合、新たな職務に対して本条第4項に定めた手当を支払う。
 - (3) 前2号に関わる交通費及び宿泊費は、実際に移動、宿泊を伴った場合に限り、JFT旅費規程に基づいて支払う。
6. 審判員は、試合で無線通信システムを着用しなければならない。ただし、F2はこの限りではない。

第24条【アクレディテーションカード（AD証）】

Fリーグは、次の各号のアクレディテーションカード（AD証）を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- (1) JFA：オールエリア通行可
- (2) JFF・Fリーグ：オールエリア通行可
- (3) OFFICIAL：オールエリア通行可
- (4) STAFF：運営エリア、TVエリア、プレスエリア
- (5) HOME-TEAM：オールエリア通行可
- (6) AWAY-TEAM：TEAMエリア、ピッチレベル
- (7) SPONSOR：プレスエリア、VIPエリア
- (8) PRESS：プレスエリア
- (9) TV、RADIO：運営エリア、ピッチレベル、TVエリア、プレスエリア
- (10) オフィシャルカメラマンビブス：オフィシャルエリア、運営エリア、ピッチレベル、TVエリア、プレスエリア、VIPエリア
- (11) カメラマンビブス：ピッチレベル、プレスエリア
- (12) ENGビブス：ピッチレベル、TVエリア
- (13) HB/RHビブス：運営エリア、ピッチレベル、TVエリア、プレスエリア
- (14) DOPING：オールエリア通行可

第25条【入場料】

1. 入場料金は、ホームクラブが設定し、料金の体系をFリーグの指定日までに報告する。
2. 大人の有料入場者が同伴する未就学児の入場料金は、無料とする。ただし、有料入場者1名につき1名に限る。
3. 入場券の当日販売は、売り切れにならない限りその試合の第2ピリオド10分経過時までに行う。
4. 一般財団法人日本サッカー後援会会員は会員証を提示することにより、無償入場可能とする。

第26条【試合球】

ホームクラブは、キックオフ時刻 120 分前までにFリーグが指定する試合球を5球以上用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第27条【クラブの責任】

1. ホームクラブは、選手、審判員、役員及び観客等の安全を確保する義務を負う。
2. ホームクラブは、観客が試合の前後及び試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。
3. ホームクラブは、前2項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。
4. アウェイクラブは、遠征試合の際においては、チーム責任者（実行委員、実行委員代理または運営委員の内1名）が帯同するものとする。ただし、運営委員のみが帯同する場合は、実行委員または実行委員代理と常に連絡が取れる体制を取ることとする。
5. アウェイクラブは、チーム責任者の他に少なくとも1名のスタッフをアウェイゲームに帯同し、第2項に基づくホームクラブの義務の履行に協力するものとする。同スタッフは、クラブ役員またはチームスタッフとしてリーグに届出をしている者とし、選手は不可とする。
6. ホームクラブは、試合前のピッチ内でのウォーミングアップ時間を15分以上確保する。

第4章 運 営

第28条【マッチコミッショナー】

1. マッチコミッショナーは、要項第68条第2項に定める事項を遵守しなければならない。
2. ホームクラブは、ピッチ及び観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
3. マッチコミッショナーの手当て等は、以下のとおりとする。
 - (1) 手当て：別紙①のとおりとする。
 - (2) 交通費、宿泊費：JFT旅費規程による。
4. 試合が中止された場合の手当て等は以下のとおりとする。
 - (1) マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合。
手当て：なし
交通費、宿泊費：JFT旅費規程による。ただし、移動が伴った場合のみ支払うこととする。
 - (2) マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：別紙①のとおりとする。
交通費、宿泊費：JFT旅費規程による。
 - (3) 試合途中で中止になった場合
手当て：別紙①のとおりとする。
交通費、宿泊費：JFT旅費規程による。
5. マッチコミッショナーが、試合開始80分前までに試合会場へ到着できない可能性がでた場合の対応及び手当て等は、以下のとおりとする。
 - (1) 対応
 - ① 試合会場近隣在住のマッチコミッショナーを日本フットサルトップリーグ事務局が手配する。
 - ② 同試合のレフェリーアセッサーが、当該年度担当マッチコミッショナーであった場合、兼務する。
 - ③ 前述のいずれの対応もできず、試合開始80分前までに予定されていたマッチコミッショナーが到着できた場合、予定どおりに試合を実施する。
 - ④ ①、②のいずれも対応できず、試合開始80分前までに予定されていたマッチコミッショナーが到着出来なかった場合、マッチコミッショナーは不在とし、試合を実施する。選手の協会への選手登録の確認とメンバー提出用紙の確認を、当該試合割当審判員へ依頼する。
試合の状況は、試合終了後、ホームクラブ実行委員が文書にて、日本フットサルトップリーグ事務局へ報告する。
 - (2) 手当て等
 - ① 前号①及び②の場合、予定されていたマッチコミッショナーが試合開始80分前までに試合会場へ到着した場合の手当て等
手当て：別紙①のとおりとする。
交通費、宿泊費：JFT旅費規程による。
 - ② 前号③の場合、予定されていたマッチコミッショナーへの手当て等
手当て：別紙①のとおりとする。
交通費、宿泊費：JFT旅費規程による。
 - ③ 前号④の場合、予定されていたマッチコミッショナーへの手当て等
手当て：なし
交通費、宿泊費：JFT旅費規程による。ただし、移動が伴った場合のみ支払うこととする。

第 29 条【アリーナ等への到着】

チームは、原則としてキックオフの 80 分前までにアリーナ等に到着しなければならない。

第 30 条【キックオフ時刻の厳守】

1. いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
2. 第 2 ピリオドのキックオフ時刻は、主審が決定する。

第 31 条【メンバー提出】

1. チームは、キックオフ時刻の 110 分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、第 10 条第 3 項に基づき選手証とともにホームクラブの運営担当に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
※選手証とは、協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証もしくは登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。
2. 試合エントリーは、提出された「メンバー提出用紙」をマッチコミッショナーが確認し承認することで完了する。
3. 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、負傷または急病等やむを得ない事情がありかつ、主審及びマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
4. 選手等の変更は、次の各号のとおり行うこととする。
 - (1) 本要領第 9 条に基づき Fリーグ事務局に届け出され、当日出場可能な選手の中から新たな選手を補充する。
 - (2) 新たな選手の補充はしない。

第 32 条【不可抗力による開催不能または中止】

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通、その他いずれのクラブの責にも帰すべからざる事由（以下、「不可抗力」という。）により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号から JFT 理事長が決定する。

- (1) 40 分間の再試合
- (2) 中止時点からの再開試合
- (3) 中止時点での試合成立

第 33 条【係員】

1. ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助役員をおき、必要な業務を行わせる。
 - (1) 場内外の警備案内要員
 - (2) 場内放送員
 - (3) ボールパーソン
 - (4) 担架要員
 - (5) 入場券販売要員及びプログラム販売要員
 - (6) 公式記録要員
2. ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助役員をおかななければならない。

第 34 条【メディア対応】

1. 報道関係者の取材（インタビューを含む。）は、原則として練習開始から試合終了までは行わない。ただし、それぞれのクラブ広報担当を通しての取材は行うことができる。
2. 試合におけるホームクラブのメディア対応は次のとおりとする。
 - (1) カメラ（スチール及び ENG）による撮影及びペン記者の取材場所を指定する。
 - (2) 「試合メンバーシート」の配付は、キックオフ時間の 45 分前までに行う。
 - (3) 試合終了後の記者会見及び選手取材対応の場所を定める。
 - (4) 記者室及びカメラマン室を設ける。

第 35 条【公式記録】

記録員は、所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため、主審、会場責任者及びマッチコミッショナーの内容確認及び署名を受けた後すみやかに報道関係者等に配布する。

第 36 条【試合運営報告】

ホームクラブの運営委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、日本フットサルトップリーグ事務局に提出しなければならない。

第 37 条【警告の累積による出場停止試合数】

1. 警告の累積による出場停止試合数は、協会の懲罰規程に基づき JFT 規律・裁定委員会が定める。リーグ戦における警告の累積による出場停止試合数は以下のとおり。
 - (1) F1：警告の累積が 4 回に及んだ選手は、F1 リーグ戦の次の 1 試合を出場停止処分とする。
 - (2) F2：警告の累積が 3 回に及んだ選手は、F2 リーグ戦の次の 1 試合を出場停止処分とする。

2. 警告の累積は、F 1・F 2それぞれのリーグ戦のみに適用されるものとし、その累積または処分はリーグ戦が終了するまで消滅しない。
3. 所属ディビジョンが変更となる移籍（例：F 1からF 2、F 2からF 1）が発生した場合、その選手が受けた警告の累積は引き継がれない。

第 38 条【ドーピング検査の実施】

当該試合がドーピング検査対象試合となった場合、協会医学委員会が定める方法により、ドーピング検査を実施する。

第 39 条【観戦に関する禁止事項】

拡声器は試合の進行を妨げる恐れがある為、アリーナ内への持ち込み及び使用を禁止する。但し、サポーターエリアでの自チームサポーター応援への指示伝達にのみ使用される場合を除く。

第 40 条【緊急時対応】

1. 以下の主な緊急時の対応を策定し、マニュアルに記載のうえスタッフで対応方法を共有する。
 - ・火災、地震、爆発物予告、暴動、怪我人、急病人、迷子、不審者
2. 地震発生時のアナウンス対応として、運営委員は、場内アナウンサー及び警備担当と地震が発生した際の対応を事前に打合せることとする。地震発生時のアナウンスコメント等の決定事項を、マッチコーディネーションミーティングにおいて、マッチコミッショナー、会場責任者、審判員及び両チーム責任者と確認を行う。

第 5 章 試合の収支

第 41 条【収支報告】

ホームクラブは、試合終了後主管した試合の収支報告を「ホームゲーム収支報告書」に必要事項を記載し、別途リーグが定めた期限までに日本フットサルトップリーグ事務局に提出しなければならない。

第 42 条【納付金】

1. ホームクラブは、日本フットサルトップリーグ事務局が指定する試合の入場料収入の 3%相当額を、日本フットサルトップリーグ事務局を通じて協会に納付しなければならない。
2. ホームクラブは、2023 年 12 月 24 日までに開催された主管試合の入場料収入を、2024 年 1 月 9 日までに日本フットサルトップリーグ事務局に報告する。

第 43 条【納付期限】

リーグ戦最終節終了後 30 日以内に所定の納付金を納めなければならない。

第 44 条【遠征費用】

1. ホーム&アウェイ方式のチームの遠征に要する交通費及び宿泊費は、原則として当該クラブが負担する。
2. ホームクラブの都合によりホームタウン以外のアリーナ等で、試合を実施したことにより発生したアウェイチームの交通費及び宿泊費の増額分は、ホームクラブが負担する。
3. 不可抗力により公共交通機関が運行を変更したことに伴い、試合会場またはクラブ所在地への移動が不可能となった場合、宿泊費 1 チームあたり最大 18 名分、実費（上限 1 泊 1 名 10,000 円（税込）とする）をフリーグが負担する。
4. ドーピング検査により、予定していた公共交通機関に乗車・搭乗・乗船できなかった場合、追加で発生する移動費用をフリーグが負担する。但し、宿泊が発生した場合には、宿泊費の実費（上限 1 泊 1 名 10,000 円（税込）とする）をフリーグが負担する。

第 45 条【不可抗力による開催不能または中止となった場合の費用の負担】

公式試合が、不可抗力により開催不能または中止になり、改めて別の日に開催する場合の会場使用料はフリーグが負担する。但し、追加で費用が発生しない場合はこの限りではない。

第 6 章 表彰

第 46 条【チーム表彰】

1. F 1
 - (1) F 1 順位に基づき、次のとおり賞状等を授与する。
 - ① F 1 年間優勝チーム：賞状、F リーグトロフィー、JFA 杯、JFT 杯、シャーレ、強化費
 - ② F 1 年間準優勝チーム：賞状
 - (2) F 1 リーグ戦年間優勝チームを、AFC フットサルクラブ選手権大会の日本からの出場クラブとして、

協会へ推薦する。

2. F 2

F 2 順位に基づき、次のとおり賞状等を授与する。

- (1) F 2 年間優勝チーム：賞状、シャーレ、強化費
- (2) F 2 年間準優勝チーム：賞状

第 47 条【フェアプレー賞】

F リーグフェアプレー賞選定基準に基づきフェアプレー賞を授与する。

第 48 条【個人表彰】

1. F 1

F 1 リーグ戦を通して次の各賞を選考し、記念品を授与する。

- (1) 最優秀選手賞
- (2) ベストファイブ
- (3) 得点王（上位 6 チーム所属選手より選出）
- (4) 敢闘賞（下位 6 チーム所属選手がリーグ戦最多得点を記録した場合のみ選出）
- (5) 新人賞

2. F 2

F 2 リーグ戦を通して次の各賞を選考し、記念品を授与する。

- (1) 最優秀選手賞
- (2) 得点王

3. 最優秀審判員賞

協会審判委員会の推薦により、最優秀審判員に記念品を授与する。

第 7 章 付則

第 49 条

本実施要領に定めるもののほか、運営に必要な事項は、専務理事会が定める。

第 50 条

共同開催における共同開催担当クラブが負う義務は、本要領に定められたホームクラブが負う義務に準ずるものとする。

第 51 条

本実施要領の改廃は、実行委員会の承認により、これを行う。

<別紙①>

審判及びマッチコミッショナーの手当に関する附則

1. 審判手当

	主審・第2審判		第3審判・タイムキーパー	条項
	F 1	F 2	F 1 及び F 2	
手当/試合	12,250 円 (11,000 円)	10,023 円 (9,000 円)	5,568 円 (5,000 円)	第23条 4-(1)
試合途中での交代 試合中止	6,125 円 (5,500 円)	5,568 円 (5,000 円)	2,784 円 (2,500 円)	第23条 5-(2)

() 内は、源泉所得税控除の金額

2. マッチコミッショナー手当

	F 1	F 2	条項
手当/試合	10,023 円 (9,000 円)	8,909 円 (8,000 円)	第28条 3-(1), 5-(2)-②
会場到着後、試合開始前の中止 試合開始 80 分前に到着	5,011 円 (4,500 円)	4,454 円 (4,000 円)	第28条 4-(2), 5-(2)-①
試合途中の中止	7,517 円 (6,750 円)	6,682 円 (6,000 円)	第28条 4-(3)

() 内は、源泉所得税控除の金額

<備考>

審判員、マッチコミッショナーへの支払いは源泉所属税控除前の金額とし、納付は本人がおこなう。